

JIS

自動車用安全ガラス

JIS R 3211 : 2021

(FGMAJ/JSA)

令和 3 年 4 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	秋山 進	元株式会社デンソー（公益社団法人自動車技術会）
	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市川 直樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木村 たま代	主婦連合会
	佐伯 誠治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	中川 梓	一般財団法人日本規格協会
	奈良 広一	長野計器株式会社
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	久田 真	東北大学
	藤本 浩志	早稲田大学
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線 医学総合研究所
	山田 陽滋	名古屋大学
	和 遼 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 54.7.1 改正：令和 3.4.20

官 報 掲 載 日：令和 3.4.20

原 案 作 成 者：板硝子協会

(〒108-0074 東京都港区高輪 1-3-13 NBF 高輪ビル TEL 03-6450-3926)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類及び記号	2
5 品質	3
5.1 全般	3
5.2 厚さ	3
5.3 破片の状態	4
5.4 耐衝撃性	5
5.5 耐貫通性	6
5.6 ヘッドフォーム（人頭模型）衝撃	6
5.7 耐摩耗性	7
5.8 耐熱性	8
5.9 耐光性	8
5.10 耐湿性	9
5.11 可視光線透過率	9
5.12 透視ひずみ	10
5.13 二重像	10
5.14 耐薬品性	11
5.15 耐燃焼性	11
5.16 耐候性	11
5.17 温度依存性	12
5.18 弾力性	12
5.19 付着性	12
6 試験	12
7 検査	12
7.1 全般	12
7.2 破片の状態	13
7.3 耐衝撃性	13
7.4 耐貫通性	13
7.5 ヘッドフォーム（人頭模型）衝撃	13
7.6 耐摩耗性	14
7.7 耐熱性	14
7.8 耐光性	14

	ページ
7.9 耐湿性	14
7.10 可視光線透過率	14
7.11 透視ひずみ	14
7.12 二重像	14
7.13 耐薬品性	14
7.14 耐燃焼性	14
7.15 耐候性	15
7.16 温度依存性	15
7.17 弾力性	15
7.18 付着性	15
8 表示	15
9 使用方法	15
解 説	16

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、板硝子協会（FGMAJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS R 3211:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 4 年 4 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS R 3211:2015** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

自動車用安全ガラス

Safety glazing materials for road vehicles

序文

この規格は、1979年に制定され、その後5回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2015年に行われたが、その後自動車の前面に使用を意図する有機ガラスに対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、主として自動車の窓に使用する安全ガラス（以下、安全ガラスという。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS R 3212 自動車用安全ガラス試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

安全ガラス

窓ガラスが破損した場合、人身傷害の軽減を目的とした板ガラス加工製品であって、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス及びガラスープラスチックの総称。

3.2

合わせガラス

2枚以上の板ガラスをプラスチックを中間膜として接着し、外力の作用によって破損しても中間膜によって破片の大部分が飛び散らないようにしたもの。

なお、合わせガラスのうち、中間膜の耐貫通性能を重視したものを合わせガラスAと呼び、また、中間膜の接着性能を重視したものを合わせガラスBと呼んで区別する。

3.3

強化ガラス

板ガラスに特殊な処理をして、ガラス表面に強い圧縮応力層を作り、外力の作用及び温度変化に対する強さを増加させ、かつ、破損したときに細片になるようにしたもの。

3.4

部分強化ガラス